

Title	古代における近親婚について
Sub Title	The marriage of near kin in ancient Japan
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1955
Jtitle	史学 Vol.28, No.1 (1955. 4) ,p.1- 14
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代における近親婚について

松本芳夫

ドイツの文豪トーマス・マンの小説『選ばれし人』は、同父同母の兄妹が愛しあつて男子を生み、それが遠國にながされて成長した後、素姓をしらずに生母と結婚して二人の女子をもうけた話であり、また國木田獨歩の小説『運命論者』は異父同母の兄妹がその關係をしらずに結婚した悲劇をゑがいたものである。前者は中世ヨーロッパの物語であり、後者は現代日本のことであつて、いづれも作中の人物はたがひに愛しあひながらも、ゆるされない不倫を悔いたり、罪をざんげしたり、悲戀をなげくのである。かかる近親婚は、現代では、すくなくとも開明された社會では、絶無といひえなくとも、公にはゆるされもしないし、みられもしない。しかし原始社會においてはみられたのであらうか。すくなくともわが古代社會においては、どうであつたか。

仁賢朝に、日鷹吉士が高麗につかはされた時、ひとりの女が難波の御津においていたくなしみ、『母^{おも}にも兄^せあれに
古代における近親婚について（松本芳夫）

も兄、わか草あが夫はや』といふなき聲が、聞く人をして斷腸のおもひをさせるありさまであつたので、菱城邑の人鹿^か父といふものが、そのわけをたづねると、『秋葱のいやふたこもりを思ふべし』と答へ、鹿父は『ああさうか』と言つてその理由を了解したけれども、同伴のものはわけがわからず、その説明を請うと、『難波の玉作部鯛魚女^{あさくさ}が、韓白水郎^{からおまの}嘆に嫁いで哭女^{なきめ}を生み、哭女が、住道の人山寸^{やまき}にとついで飽田女^{あきため}をうんだが、韓白水郎嘆とそのむすめの哭女とはすでに死んでしまつた。ところが山寸はさきに玉作部鯛魚女をおかして鹿寸^{あしかぎ}を生み、鹿寸は飽田女をめとつたのであつて、その鹿寸が日麿吉士に従つて高麗にでかけたので、その妻の飽田女がかなしみ哭くのである』と答へたといふ話がある

(仁賢紀六年秋九月)。

『おもにも兄』といふのは、飽田女の母哭女が、鹿寸と同母兄妹であるからであり、『あれにも兄』といふのは、飽田女と鹿寸とが異母兄妹であるからであり、また『秋葱のふたこもり』といふのは、葱は一莖でも一莖のごとく皮につつまれてゐることをいひ、ここでは飽田女とその母哭女とが、ともに鹿寸とは兄妹であるといふ複雑な關係をたとへたものであらう。

古代日本の婚姻の特色は、一方では一夫多妻制が行はれたことであつて、一人の男子が二人以上の女を妻としてもつことができたのであり、他方では近親婚が行はれしたことであつて、飽田女の話のやうに、血縁上^きはめてちかい男女のむすばれることがありえたのである。飽田女の話は、實際にあつたことかどうかわからぬけれども、近親婚の行はれた古代社會においては、かかる例の起こることは、ありえないことではない。しかも文献にあらはれた婚姻の例は、多く上層階級のものであるのに、飽田女の場合は、上層階級のものでない例として大いに意義がある。しかして古代におけ

る一夫多妻制の問題については、すでに史學（一八〇四）において考察したが、ここでは近親婚の一の問題について考察したい。

二

近親婚についてまず考ふべきことは、婚姻する近親が如何なる範圍にまでゆるされたかといふことである。仲哀天皇の崩御された時、國の大祓がなされたが、それにあげられた罪のうちに、^{おやこたはけ}上通下通婚があり（古事記）、また大祓の祝詞のあげた國の罪のうちに、『おのが母犯せる罪』、『おのが子犯せる罪』、『母と子と犯せる罪』、『子と母と犯せる罪』といふのがあつて、親と子との通婚が罪惡とされてゐるから、當然これは嚴禁されたのである。祝詞では、母と子との通婚についてのべて、父と娘との通婚についてのべてゐないけれども、『おやこたはけ』が罪惡として一般に禁じられたとすれば、父と娘との通婚もまたそのうちに入れられてゐるものとみてよからう。

またかういふ罪がことさらあげられてゐるところをみると、それは社會において實際に行はれたからであらうともみられるけれども、これはさう解するよりは、むしろ社會にあつてはならないことをあげたのであると、みるべきである。もつとも親子の通婚も、人類生活のきはめて原始の段階においては、特殊な場合に行はれたことがあるかもしがれず、舊約全書には、ソドムとゴモラの二都市がその罪惡のために滅亡した時、神の助けによつてのがれたロトは一人の娘とともに山上の巖窟に住んでゐたが、一人の娘は父に酒をすすめて酔はせ、父と寝てともにはらみ、長女の生んだモアブがモアブ人の先祖となり、次女のうんだベニアミンがアンモニ人の先祖であるといふ話すらある（創世記一九〇—三八）。

もちろんこの話をもつて事實であるとするのではない。またこの話では、父をして酒に酔はせて通じたことになつてゐるところをみても、親子の通婚が尋常でなかつたことがしられるのである。ましてレビ記第十八章や、シンメイ記第二十七章(二〇—二三)においては、近親相姦をきびしく禁じてゐるのであつて、われわれの知りうるかぎりにおいては、原始社會においても親子の通婚は一般に嚴禁されてゐるから、わが古代社會においても、當然これは嚴禁されたものとみなければならぬ。

ただ庶母(まほは)と庶子との婚姻については、開化天皇が庶母イガシコメノ命(天皇の父孝元天皇の妃)を皇后とした例があり、また神武天皇の崩御後、皇子タギシミミノ命がその庶母イスケヨリヒメにたはけた話がある。しかし庶母と庶子とは血縁上からはずしも近いとはいへないから、道義上の問題であつても、ここでいふ近親婚の範囲にはいりがたいと言つてよい。古代イスラエル人においては、上記したレビ記第十八章第七節に、『汝の母と淫するなけれ、是汝の父を辱しむるなればなり』とあり、ついで第八節に『汝の父の妻と淫するなけれ、是汝の父を辱しむるなればなり』とあるから、後節の父の妻とあるのは庶母のことと解せられ、庶母との通婚は、父に對する侮辱罪として禁じられたのであるが、わが古代人においては、さういふ道義心はつよくあらはれてゐない。

三

つぎに兄弟姉妹の間においては、どうであつたらうか。兄妹の戀愛事件らしくみられるものに、サホヒコとサホヒメとの話がある。垂仁天皇の皇后サホヒメの同母兄サホヒコは、妹の皇后に向つて、『夫(を)と兄(いわせ)といづれか愛しき』と問う

たに對し、『兄ぞ愛しき』と答へたので、サホヒコは、『汝まことに我われをはしくおもほさば。あれと汝と天下を知りて
む』と言つて、皇后に紐小刀をさづけて天皇を弑せしめようとした。しかるに皇后は天皇を弑することができず、天皇
に對して、兄の問には『え面おも勝かつたずてなも』、すなはちさし向ひの間に對して、自分はこころづよく面おも勝かつちて夫を愛す
ると答へられなかつたと辯解し（古事記）、或は兄の問ふ意趣ごのきをしらないで答へたとしてゐるけれども（垂仁紀四年秋九
月）、結局謀反した兄に従つて天皇をうらぎつたのであるから、兄に對する皇后の答は、その本心であつたとみられない
ことはない。

しかしこの物語は、これを單に兄妹の戀愛事件としてかたづけがたい節がある。それは、『吾と汝と天下を知りてん』
といふサホヒコの言である。サホヒコが妹のサホヒメをして天皇を弑せしめようとしたのは、妹の愛をうることよりは、
むしろ天下をとることが主たる目的であつて、そのため妹の助力をもとめたのである。さうして成功のあかつぎには、
兄妹二人して天下を治めようとしたのである。男女がともに政治をとつた例は、魏志倭人傳の耶馬臺國にみられるので
あつて、女王卑彌呼は、『事ニ鬼道ニ能惑レ衆。年已長大。無ニ夫婿レ。有ニ男弟ニ佐ニ治國。』といはれてゐる。すなはち卑彌呼
は巫女として神意を啓示し、それに従つて男弟が實際の政治にあつたのである。仲哀天皇と神功皇后の場合もまた、
おなじ例と言つてよい。すなはち皇后の神がかりによつて神意が啓示されたのであるが、天皇はそれを信じられなかつ
たために、神の怒をうけられたとされてゐる。或はまた高天原における天照大神とタカミムスピノ神（高木神）との關係
にも、そのやうな男女共治の反映がみられないことはない。かくのごとく古代においては、政治にあたるものは、その
妻、姉妹、或は娘などを巫女として、それによつて神意をうかがひ、それに従つて政治をとることが行はれたのである。

従つてサホヒコ・サホヒメの場合も、『吾と汝と天下を知りてん』とあるがぎり、これを單純に兄妹の戀愛事件としてかたづけてしまふわけにゆきがたい。

古代においても、同母兄弟姉妹の相婚はゆるされなかつた。さうしてそれが幸福に成立した例は、全くないのである。キナシノカルノ皇子とカルノ大娘女との戀愛もまた、同母兄妹であつたために、悲劇に終らざるをえなかつた。すなはちキナシノカルノ皇子は、允恭天皇の皇太子であつたが、この戀愛事件が暴露したため、人心は皇太子をはなれて皇弟アナホ皇子に歸し、その結果兩者の争となつて皇太子はつひにころされた（允恭紀二十四年夏六月、安康即位前紀）。或は伊豫國に流されたともいふ（古事記）。この戀愛事件の暴露した動機については、書紀では、天皇にたてまつる御膳みだらの羨汁あつじゆがこほつて氷となつたので、その異象をうらなつたところ、近親相姦のためであることが明かになつたとしてあるから、兄妹の相婚が異常の事件とされてゐたことが知られ、また人心が太子をはなれたことについて、古事記では、戀愛事件を直接の原因としてゐるから、かういふ問題が、一般社會の是認をうけられないものであつたことが知られるのである。ただ書紀では、太子が暴虐の行爲をなし、婦女を淫したためとしてあるが（安康即位前紀）、異常な戀愛事件も、それらの行爲のうちにふくまれてゐるとみればよい。

臺灣の高砂族の傳説のうちには、兄妹の相婚と、それの禁止の話がはなはだ多い（佐山融吉、大西吉壽共著、生蕃傳説集）。その禁止の原因をみると、兄妹相婚による子女の死亡率がはなはだ多いからとか、兄妹の密通のために大洪水がおこつたからとか、不具者や畸形兒がうまれたからとか、魚と蟹カニとがうまれたからとか、いろいろあげられてゐるが、要するに兄妹相婚が社會に不祥をもたらし、健全な子女がえられないことが、未開社會においてもみとめられ、それが兄妹相

婚を禁止するつよい動機をなしたやうにおもはれる。

四

しかるにわが古代社會においては、同母兄妹の相婚は禁じられたけれども、異母兄妹の相婚はゆるされたのであつて、その例ははなはだ多い。たとへば景行天皇の皇子大江王は、その庶妹まいまいもじろがねのみこ銀王と婚し、應神天皇の皇子根鳥王は、庶妹三腹郎女をめとり、仁德天皇は庶妹八田若郎女、及びおなじく庶妹宇遲能若郎女を妃とし、なほ庶妹女鳥王を召したけれども、女鳥王は應じないで、後にころされた。また履中天皇は仁德天皇の皇子であつて、異母妹の草香幡梭皇女をたてて皇后とし、敏達天皇は庶妹豐御食炊屋比賣命（後の推古天皇）を皇后とし、また天皇の皇子忍坂日子人太子は庶妹田村王（糠代比賣）、及び庶妹ゆゑばかりのみこ去王と婚し、さらに用明天皇は庶妹間人穴太部王を皇后とした。

なほ萬葉集には、但馬皇女が穗積皇子を戀ひしたうた歌がある（卷第二相聞）。すなはち

但馬皇女在高市皇子宮時思穗積皇子御歌一首

秋の田の穂向のよれる片よりに君によりななこちたかりとも

勅穗積皇子遣近江志賀山寺時但馬皇女御作歌

おくれて戀ひつつあらずは追ひ及かむ道のくまわに標ゆへわが夫

但馬皇女在高市皇子宮一時竊接穗積皇子一事既形而後御作一首

人言をしげみこちたみ己も世にいまだ渡らぬあさ川わたる

しかして但馬皇女は天武天皇の皇女で、母は藤原鎌足の娘の水上娘であり、穗積皇子は天武天皇の第五皇子で、母は蘇我赤兄の娘の大薙娘であるから、この兩人は異母兄弟であつたのである。以上の歌からだけでは、この兩人は夫妻となつたかどうかはわからないけれども、ふかい戀愛關係にあつたことは明かである。

同母兄弟の相婚が禁じられたのに、異母兄弟の相婚がゆるされたのは、母を異にすることが、それだけ血縁上遠ざかるからであるのはいふまでもないが、さらに母を異にすることは、居住を異にし、生活を異にしたこと意味し、それだけ精神的にも兩者の關係が遠ざかるわけであつたから、兩者の結合に對する拘束がうすらぐのは當然であつた。古代社會においては一夫多妻制が行はれ、嫡妻が夫と同居するにしても、次妻はすべて夫と別居するとともに、彼女たちも相互にその住居を異にし、その子女はそれぞれ母と同居するのがつねであつたから、たとへ父をおなじうしても、母を異にするに従つて、居住や生活を異にしたのであり、従つて或場合には、父をおなじうすることをきづかない場合すらありえたとおもはれる。

人間の關係において、それを最も緊密ならしめるものは、生活をおなじうするという意識である。おなじ屋根のもとに、おなじ籠の飯をくらひ、共通の利害によつて苦樂をともにする人々のむすびつきが最も緊密であり、それとともに最もつよい親密感がうまれるのである。さうしてこの親密感が男女の間において時として戀愛にまでたかまることがあ

るにしても、それはきはめてまれな、特殊の場合であつて、普通には親密であるために、同一體の觀念がううまれて性的タブーが作用し、或はまたあまりになれなれしくなつて性的魅力が感ぜられず、かへつて戀愛がおこりえないものである。同母兄妹はさういふ場合であるに反し、異母兄妹においては、前者ほどのなれなれしさもなく、同一體の觀念もないために、戀愛がおこりえたのであり、またそれに對する拘束や禁止がなかつたのであらう。

五

さらに近親婚は、叔父と姪と、叔母と甥との間においてもみられた。たとへば孝安天皇はその姪押媛（古事記では忍鹿比賣）をめとつて皇后とし、開化天皇の孫の大筒木眞若王は、同母弟の伊理泥王の娘、母泥能阿治佐波毘賣と婚し、天の日矛の子孫の多遅摩比多訶は、その姪の申由度美と婚し、また欽明天皇は、その異母兄の宣化天皇の皇女石比賣、小石比賣姉妹を后妃となし、舒明天皇は、その弟茅渟王の娘寶皇女（後の皇極、齊明天皇）を皇后とし、天武天皇は、同母兄天智天皇の皇女鷦野皇女（後の持統天皇）を皇后とし、おなじく天智天皇の皇女である大田皇女、大江皇女、新田部皇女をそれぞれ妃とした。

つぎに叔母と甥との相婚を見るに、ヒコナギサウガヤアキアヘズノミコトは、その姪タマヨリヒメをめとり、綏靖天皇は、その姪五十鈴依媛をたてて皇后とし、開化天皇の皇子日子坐王は、生母の妹袁祁都比賣と婚し、さらに應神天皇の皇子若野毛二俣王は、その母の妹百師木伊呂辨（弟日賣眞若比賣ともいふ）をめとつた。また雄略天皇の皇后草香幡梭皇女は、仁德天皇の皇女であつて、雄略天皇の父允恭天皇の異母妹であつた。

以上の例のうちには、神話傳説に屬するものも多いから、ことごとく確實な史實であるとは言へないけれども、他方において史實として承認されるものがあるのみならず、たとへ神話傳説に屬するものであつても、かくのごとき近親婚が社會において行はれた事實を反映してゐるものとして意義がある。

さて以上の例のうち、叔父と姪との婚姻をみると、孝安天皇の場合は、兄の娘であり、大筒木眞若王の場合は、弟の娘であり、多遅摩比多訶の場合は明確でないけれども、弟の清日子の娘であらうとおもはれるし、欽明天皇の場合は、弟の娘であり、天智天皇の場合は、庶兄の娘であり、天武天皇の場合は、兄の娘である。かくのことく、この場合の姪はすべて兄か弟の娘であつて、姉や妹の娘ではない。これはいかなる理由によるのであらうか。兄弟の娘との相婚がゆるされて、姉妹の娘との相婚がゆるされないといふ理由はないから、ここにあげた例は、或は偶然のことであるのかもしないが、しかし前者の例の多いのは、おそらく姉妹の娘よりも、兄弟の娘の方が身近に居住して接觸する機會も多く、また家柄の關係もふかいためによるのではなからうか。

また叔母と甥との婚姻をみると、ヒコナギサウガヤフキアヘズノミコトの場合をはじめとして、綏靖天皇、日子坐王、若野毛ニ俣王の場合はずべて母の妹であり、雄略天皇の場合は、父の異母妹である。かくのごとく、この場合の叔母は五例のうち、一つだけ父の妹であつて、他はことごとく母の妹である。母方の叔母が、父方の叔母に比して壓倒的に多いのは、いかなる理由によるのであらうか。これもまた偶然のことすぎないかもしだれないが、もし何等かのよりどころがあるとすれば、おそらくこれは、姉妹共嫁の風習の變形ではなからうかとおもはれる。

古代の婚姻をみると、姉妹がともにおなじ男にとついで、その妻となるといふ例ははなはだ多い。たとへばオホヤマ

ツミノ神がその娘のイハナガヒメとコノハナノサクヤヒメの姉妹をニニギノミコトにたてまつた話をはじめとして、二人の姉妹をめとつた例には、孝靈天皇、垂仁天皇、景行天皇、應神天皇、履仲天皇、反正天皇、允恭天皇、安閑天皇、欽明天皇、天智天皇があり、三人の姉妹をめとつた例には、應神天皇と欽明天皇とがあり、四人の姉妹をめとつた例には、垂仁天皇と天武天皇とがある。なほ姉妹でなしに、叔母と姪とをめとつた例には、孝元天皇と欽明天皇とがある。

かくのごとく、おなじ夫に姉妹がとついで、ともにその妻になる風習があつたとすれば、叔母と甥との婚姻は、この風習の變化、もしくはくづれた形とみられないであらうか。すなはちこの場合の叔母は多く母の妹であるから、母とともに父にとつぐべきであつたが、子にとついだことになるので、さういふ變化は、叔母の年齢が若かつたためなどの事情で、姉妹共嫁ができなかつたからとか、或は叔母が甥の養育にあたるうちに兩者がむすびついたからであらう。

六

以上あげた例からみると、わが古代社會における近親婚は、親子の間、及び同母兄弟姉妹の間ではゆるなかつたけれども、異母兄弟姉妹の間、及び叔父と姪、叔母と甥との間においてゆるされたことが知られるのである。一體近親婚は、極端な族内婚であると言つてよい。族内婚は配偶を同族内においてえらぶ婚姻であつて、同族外のものの混入をゆるさないのである。しかしながらこの族内婚にも、階級婚とか、近親婚とかの種類がある。前者はおなじ階級内においてのみ婚姻がゆるされて、他の階級との婚姻がゆるされないものであつて、種族的もしくは階級的意識がつよい原因をなしてをり、後者は或近親の間に行はれる婚姻であつて、血の純潔を保持するためとか、財産の分散をふせぐためな

どが、主たる原因とされてゐる (E. Westermarck; *The History of Human Marriage*, 1925, Vol. 11. 60—81)。

さてわが律令の規定においては、いはゆる同色婚であつて、良民と賤民との婚姻はゆるわれず、賤民はおなじ階級内において婚をむすばねばならなかつたから、これは明かに階級婚といはねばならない。男女良賤の法はすでに孝德朝大化元年八月に定められたが、それによると、良民の生んだ子はその父に配し、奴婢の子はその母に配し、良民の男女が奴婢に通じてうんだ子は、奴婢に配したのであつて、律令における同色婚の規定の先駆をなしたのである。

しかしながら大化元年の良民の法において、『若し良男、婢を娶りて生めらむ所の子は』とか、『若し良女、奴に嫁ぎて生めらむ所の子は』などの文句をみると、良賤間の通婚が實際に行はれてゐたかのやうにおもはれる。もしそれが事實であるとすれば、わが古代社會においては同色婚は全くしられなかつたのであつて、唐制の影響によつて新にできたものであるのか、それともかつては古代社會においても行はれたのであるが、その後一時みだれたのを、さらに唐制の影響によつて強化されたのであるのか、さういふ疑問が提起されるであらう。

ついでにわが國の近親婚は、その例が多く皇室におけるものであるために、皇室においてとくに多く行はれたかの」とくおもはれ、さうしてその原因是、神國の統治者として、血の純潔を保持するためであつたと説かれるかもしれない。なるほど血の純潔を保持するためには、近親のものから配偶をえらぶのが、最もよい方法であるのはいふまでもない。さうして太子となつて皇位につきうるもののは、多く皇后のうんだ皇子であり、その皇后に皇室出身のものが多いためれば、血の純潔をおもんじた要因が、はなはだつよかつたやうにおもはれる。しかし近親婚の例が、皇室においてとくに多かつたやうにみえるのは、文献の性質のしからしめるためであつて、鮑田女の話などからみて、皇室においてのみ

行はれたのではなく、一般的のものであつたやうにおもはれる。もしこれが一般的のものであつたとすれば、血の純潔の保持といふことは、皇室におけるほどにつよい動機であつたとはおもはれない。

七

しかるにわが古代社會においては、他方において近親婚とは全く異なつた婚姻も行はれたのである。たとへば出雲の大國主命は、高志國の沼河比賣と婚し、高天原の天若日子は、大國主命の娘下照比賣をめとり、また神武天皇は阿多（薩摩）のアヒラヒメをめとつたが、東征の後大和において、出雲系のヒメタタライスズヒメをむかへて皇后とした。景行天皇は日向のミハカシヒメを妃とし、日本武尊は尾張國のミヤズヒメと婚し、應神天皇は日向のイヅミノナガヒメを妃とし、仁德天皇もまた、日向の諸縣君の娘カミナガヒメを妃とし、或は吉備のクロヒメを迎へようとした。

以上は、京都が多く存在した大和國以外の諸國のうち、とくに遠隔の地の女をめとつた例をあげたのであって、その他の諸國の女を娶つた例は實におびただしいのである。さうしてこれらの例は、近親者でないのはもちろんのこと、同族ともおもはれないものとの婚姻である。神武天皇の場合のごときは、天孫民族と出雲系とは、種族としておなじであつたとしても、部族としてはおなじであつたとはいひがたい。ことにこの點においていちじるしい例は、ホノニギノミコトが、カササノミサキにおいてオホヤマツミノ神の女カアシツヒメ（カムアタツヒメ、コノハナノサクヤヒメ）をめとり、またヒコホホデミノミコトが、海神の娘トヨタマヒメと婚したことである。もちろんこれらは神話傳説における例であつて、確實な史實ではない。しかしかういふ例は、上にもべたやうに、社會において實際に行はれた慣習とか、或事

象が、神話傳説のうちに反映したものとみるべきであり、すくなくとも神話傳説としてかたられるには、その社會において是認されうる性質のものでなければならぬから、確實な史實であるなしに關せず、古代の社會的事象の例としてみると、ことができる。しかしてこれらの例は、同族でなしに、異族のものとの婚姻であつて、明かに族内婚に對する族外婚であると言つてよい。もしこれが族外婚であるとすれば、わが古代社會においては、族内婚と族外婚とが同時にならびに行はれたと言はなければなければならない。

しかしながらこの異なつた二様の婚姻法が、同一社會においてならびに行はれたのは、如何なる理由によるのであらうか、この二様の婚姻法の發達に前後の差があるのかどうか、或は族内婚の部族と族外婚の部族との混融のためであるのか、或は族内婚とか族外婚などといふ一定のきまつた制度がなくて、その時の便宜に従つて適當な婚姻をむすんだのであるのか、などの諸問題はなほ不明であつて、ただ後になつて氏族觀念のつよまるにつれて、皇室はその至上的地位と關聯して血の純潔と權威とを保持する必要から、嫡妻である皇后は多く族内婚によつてもとめ、次妻である妃は族内婚であると族外婚であるとを問はず、得たのではなからうかといふ推測がなされるにすぎない。